

那 霸 市 公 報

第 1 4 6 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	417
那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(建設企画課)	419
那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例(建築指導課)	421
那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例(税制課)	427

規 則

那覇市住宅政策等審議会規則(建設企画課)	431
那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則(消防本部総務課)	433
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (経営企画室)	438
那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則(経営企画 室)	440
那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	442

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)	447
個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)	447
随意契約の公表について(クリーン推進課)	447

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 448

公 告

石嶺宅地開発建築協定の縦覧について (建築指導課) 449

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について (管財課) 450

条 例

那覇市条例第21号

平成19年 7 月 2 日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>休息时间</u>)</p> <p><u>第6条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第6条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>(職員の配偶者で<u>当該子の親</u>であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(休日)</p> <p>第7条 職員の休日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に<u>規定する休日</u>(<u>第3条ただし書の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外</u></p>	<p><u>第6条 削除</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第6条の2 任命権者は、<u>次に掲げる職員</u>(職員の配偶者で<u>当該職員の子の親</u>であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p>(2) <u>小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p>(休日)</p> <p>第7条 職員の休日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)<u>第3条の休日</u>(<u>第3条第3項の規定に基づき、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員</u></p>

<p>の職員にあつては、当該休日が週休日(日曜日に相当する日に限る。)に当たるときは、任命権者が定める日)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>にあつては、当該休日が週休日(日曜日に相当する日に限る。)に当たるときは、任命権者が定める日)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第22号

平成19年 7 月 2 日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 別表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する 執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設管理部及び都市計画 部指定管理者選定委員会	[略]
教育委員会	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する 執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設管理部及び都市計画 部指定管理者選定委員会	[略]
	<u>那覇市住宅政策等審議会</u>	<u>住宅政策及び当該政策に 関連する活用用地に関する こと。</u>
教育委員会	[略]	

那覇市条例第23号

平成19年7月2日

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(総合的設計による一団地の建築物の取扱い)</u></p> <p><u>第11条 再開発地区整備計画区域内においては、一団地内に2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合において、法第86条第1項の規定により市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第4条、第5条第1項及び第7条第1項の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法第86条の2第1項の規定により市長の認定を受けた建築物及び当該建築物の存する一団地内の他の建築物について準用する。</u></p> <p>[別表第1～別表第3 別記]</p>	<p><u>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</u></p> <p><u>第11条 再開発地区整備計画区域及び石嶺市営住宅地区地区整備計画区域内においては、法第86条第1項又は法第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物に対する第4条、第5条第1項及び第7条第1項の規定を適用する場合においては、当該建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</u></p> <p>[別表第1～別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	区域
[略]	
石嶺農住地区地区整備 計画区域	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	区域
[略]	
石嶺農住地区地区整備 計画区域	[略]
石嶺市営住宅地区地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画 石嶺市営住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域

[改正前 別記]

別表第2(第3条—第6条関係)

地区整備 計画 区域及 び再開 発地区 整備計 画区域 の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 低 限 度
[略]						
石嶺農 住地区 地区整 備計画 区域	[略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第3条—第6条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度
[略]						
石嶺農住地区地区整備計画区域	[略]					
石嶺市 営住宅 地区地 区整備 計画区 域	沿 道 地 区	次に掲げる建築物 (1) 1階又はこれに類する階で道路<1>に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの。ただし、住宅においては、市長が土地利用状況その他の事情によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	10分の 10	250		6
	住 宅 地 区			250		

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画 区域及び再開発地区 整備計画区域 の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		かき又はさくの 制限
		(1)	(2)	
[略]				
石嶺農 住地区 地区整 備計画 区域	[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計 画 地 区 の 名 称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		かき又はさくの制限
		(1)	(2)	
[略]				
石嶺農住地区地区整備計画区域	[略]			
石嶺市営住宅地区地区整備計画区域	沿 道 地 区	外壁等の面から道路<1>の道路境界線までの距離	道路面から高さ3.0m以下の部分は2.0m	次に掲げるもののいずれかでなければなら ない。 (1) 生垣 (2) 高さが1.5m以下 (沿道地区においては、1.2m以下)のもの ア 擁壁の上部に設ける場合、高さ0.3mを超えるものにあつては当該0.3mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。 イ その他の場合は、高さ0.6mを超えるものにあつては当該0.6mを超える部分が網状その他これに類する形状であること。
		外壁等の面から道路<2>の道路境界線までの距離	1.0m	
		外壁等の面から隣地境界線までの距離	1.0m	
	公 共 住 宅 地 区	外壁等の面から道路<1>の道路境界線までの距離	道路面から高さ3.0m以下の部分は2.0m	
		外壁等の面から道路<2>の道路境界線までの距離	1.0m	
		外壁等の面から道路<3>の道路境界線までの距離	3.0m	
	住 宅 地 区	外壁等の面から隣地境界線までの距離	2.0m	
		外壁等の面から道路<1>の道路境界線までの距離	道路面から高さ3.0m以下の部分は2.0m	
		外壁等の面から道路<2>の道路境界線までの距離	1.0m	
		外壁等の面から隣地境界線までの距離	1.0m	

備考 [略]

那霸市条例第24号

平成19年 7 月 2 日

那霸市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観光振興地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光振興地域の区域内において、沖振法第6条第7項の規定による観光振興計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から平成19年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第17条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「観光振興地域対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該観光振興地域対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第7項の規定による情報通信産業振興計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から平成19年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行</p>	<p>(観光振興地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光振興地域の区域内において、沖振法第6条第7項の規定による観光振興計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から平成24年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第17条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「観光振興地域対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該観光振興地域対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p> <p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第7項の規定による情報通信産業振興計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から平成24年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行</p>

令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化地域の区域内において、産業高度化地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成19年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第4号若しくは第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける設備のうち沖振法第3条第9号に規定する製造業等の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)又は同条第10号に規定する産業高度化事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)又は当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である

令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化地域の区域内において、産業高度化地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成24年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備のうち沖振法第3条第9号に規定する製造業等の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)又は同条第10号に規定する産業高度化事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)又は当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家

土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(自由貿易地域那覇地区における課税免除)

第6条 市長は、自由貿易地域那覇地区内において、自由貿易地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成19年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第5号又は第45条第1項の表の第5号の規定の適用を受ける施設であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(都市再開発法による不均一課税)

第7条 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(法附則第16条の規定による減額の適用を受けない部分及び同条第5項の規定による4分の1の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇

屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(自由貿易地域那覇地区における課税免除)

第6条 市長は、自由貿易地域那覇地区内において、自由貿易地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成24年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(都市再開発法による不均一課税)

第7条 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(法附則第16条の規定による減額の適用を受けない部分及び同条第5項の規定による3分の1の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇

市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。

市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条から第6条(「施設」を「設備」に改める部分を除く。)までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

規 則

那覇市規則第35号

平成19年 7 月 2 日

那覇市住宅政策等審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住宅政策等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市住宅政策等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の住宅政策及び当該政策に関連する活用用地に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、正委員10人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の役員等
- (4) 本市を除く関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 特別委員の任期は、当該委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、正委員及び議事を担任する特別委員のそれぞれの半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、当該議事に出席した委員(会長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前条の規定にかかわらず、会長及び副会長がいずれも欠席の場合は、出席委員の互選により会長の職務を代理する者を定め、会議を行うことができる。

(関係職員の出席)

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設管理部建設企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第36号

平成19年 7 月 2 日

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
2 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)の表示がない場合は、当該改正後図を加える。	
3 改正図の表示に対応する改正後図の表示がない場合は、当該改正図を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

種別	服制
[略]	
夏服	[略]
活動服	[略]
ジャンパー	[略]
[略]	

図

(数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。)

夏服[図 略]

活動服[図 略]

消防長章[図 略]

冬服・夏服・救助服・ジャンパー左上腕部ロゴマーク入りワッペン
(図中の網掛け部分はオレンジ色とする。)[図 略]

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

種別		服制	
[略]			
夏服	[略]		
活動服甲種	上衣	色又は地質	濃紺又は青で難燃素材の合成繊維とし、えり、肩及び背面上部(図中網掛部分)にオレンジ色を配する。
	製式	前後面	カッター式の長そでとし、ひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個とし、ふたを付ける。 背面上部に、那覇市消防本部NAHA F. D. の文字を表示する。 左上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテープで付ける。 世界遺産群特別警防隊は、左上腕部に世界遺産群特別警防隊用ワッペンをマジックテープで付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
		肩章	夏服上衣と同様とする。
	ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとし、ポケットは左右側方及び右側後方に各1個とし、ふたを付け、マジックテープで留める。 ひざ部を二重布とする。 形状は、図のとおりとする。
	バンド		活動服上衣と同色の合成繊維で、幅が50ミリメートルのバックル式又はピン式とする。
活動服乙種	[略]		
ジャンパー	[略]		
[略]			

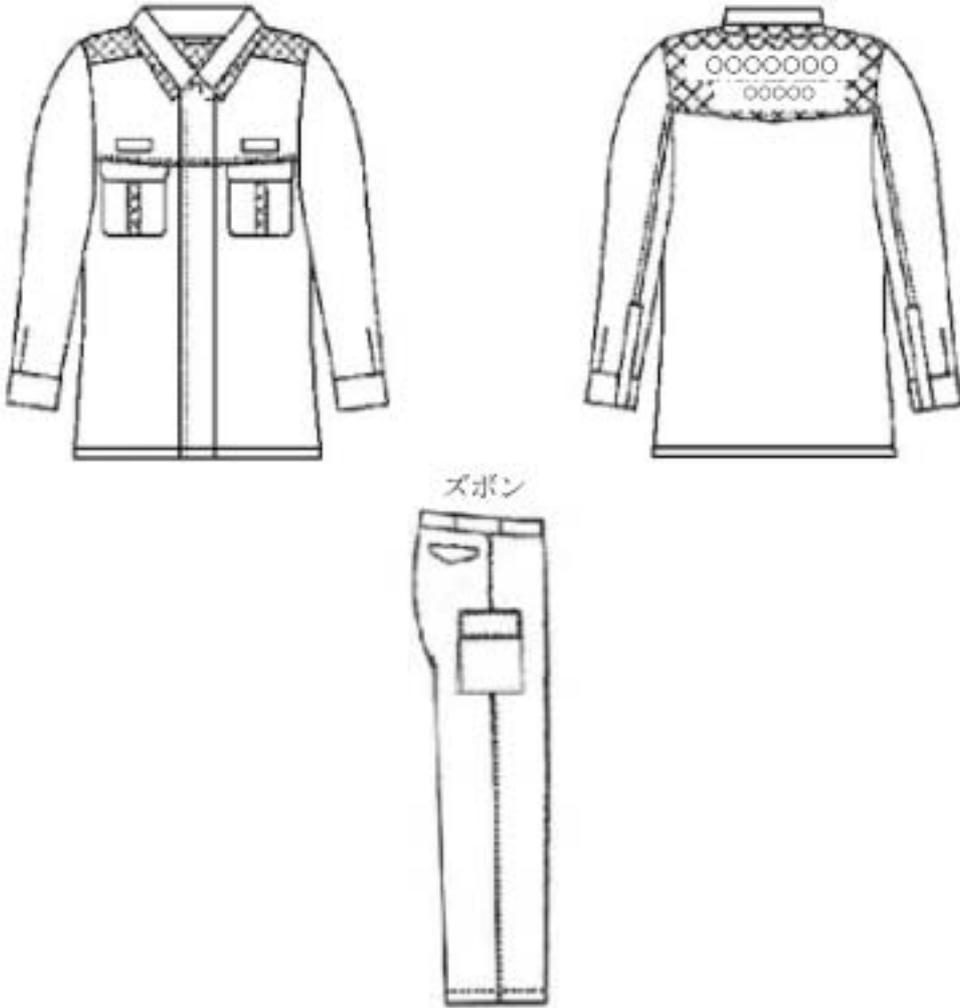
図
(数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。)

夏服[図 略]

活動服甲種

前面

後面



活動服乙種[図 略]
 消防長章[図 略]
 ロゴマーク入りワッペン
 [図 略]
 特別救助隊用ワッペン[図 略]
 世界遺産群特別警防隊用ワッペン



那覇市規則第37号

平成19年7月2日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4号様式(その3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市収入役</div> </div>	第4号様式(その3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市会計管理者</div> </div>
第4号様式(その4) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市収入役</div> </div>	第4号様式(その4) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市会計管理者</div> </div>
第5号様式(その3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市収入役</div> </div>	第5号様式(その3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市会計管理者</div> </div>
第5号様式(その4) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市収入役</div> </div>	第5号様式(その4) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市会計管理者</div> </div>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則(昭和48年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第23号様式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市収入役 殿</div> </div>	第23号様式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> [略] <div style="text-align: right;">那覇市会計管理者 殿</div> </div>
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市公有財産規則の一部改正)

第3条 那覇市公有財産規則(平成3年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用途等の指定)	(用途等の指定)
第39条 [略]	第39条 [略]

<p>2 前項の指定をした場合において、相手方が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、<u>法第238条の5第5項</u>の規定により契約を解除することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 前項の指定をした場合において、相手方が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、<u>法第238条の5第6項</u>の規定により契約を解除することができる。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市公印規則の一部改正)

第4条 那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務代理の場合の公印)</p> <p>第17条 市長、<u>収入役</u>、福祉事務所長又は消防長の職務を職務代理者が代理する場合は、職務代理者は、職務を代理される者の公印を使用するものとする。</p>	<p>(職務代理の場合の公印)</p> <p>第17条 市長、<u>会計管理者</u>、福祉事務所長又は消防長の職務を職務代理者が代理する場合は、職務代理者は、職務を代理される者の公印を使用するものとする。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第38号

平成19年 7 月 2 日

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幹事会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 <u>生涯学習部副部長、生涯学習課長、総合青少年課長、学校教育課長、教育研究所長、市民協働推進課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長</u></p> <p>3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に<u>生涯学習部副部長</u>を、副幹事長に<u>生涯学習課長</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 <u>学校教育部副部長、総合青少年課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育研究所長、市民協働推進課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長</u></p> <p>3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に<u>学校教育部副部長</u>を、副幹事長に<u>総合青少年課長</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、<u>総合青少年課</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第39号

平成19年 7 月 2 日

那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(現業職員の範囲)</p> <p>第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>環境整備主査等(環境整備主査、予防主査、総合現業主査、プラント整備主査、運転主査及び調理主査をいう。)</u></p> <p>(2) <u>主任環境整備員等(主任環境整備員、主任予防技術員、主任総合現業員、主任プラント整備員、主任運転手、主任調理員及び工長をいう。)</u></p> <p>(3) <u>環境整備員等(環境整備員、予防技術員、総合現業員、電話交換手、用務員、運転手、調理員及び工夫をいう。)</u></p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し給料の調整を行う職は、<u>別表第5</u>の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整</p>	<p>(現業職員の範囲)</p> <p>第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>環境整備主査、予防主査、総合現業主査、プラント整備主査、運転主査及び調理主査(以下「環境整備主査等」という。)</u></p> <p>(2) <u>主任環境整備員、主任予防技術員、主任総合現業員、主任プラント整備員、主任運転手、主任調理員及び工長(以下「主任環境整備員等」という。)</u></p> <p>(3) <u>環境整備員、予防技術員、総合現業員、電話交換手、用務員、運転手、調理員及び工夫(以下「環境整備員等」という。)</u></p> <p>(昇格の場合の号給)</p> <p><u>第6条の2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p>(昇任による昇給)</p> <p><u>第6条の3 職員が環境整備員等から主任環境整備員等に昇任した場合には、市長の定めるところにより、当該昇任の日に昇給をさせることができる。</u></p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し給料の調整を行う職は、<u>別表第6</u>の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる現業職員の占める職とし、当該現業職員の給料の調整</p>

額は、同表右欄に掲げる額とする。 別表第4 [略]	額は、同表右欄に掲げる額とする。 別表第4(第6条関係) [略] [別表第5 別記] 別表第6 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正後 別記]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	1	10
19	1	3	1	11
20	1	4	2	12
21	1	5	3	13
22	1	6	4	14
23	1	7	5	15
24	1	8	6	16
25	1	9	7	17
26	1	10	8	18
27	1	11	9	19
28	1	12	10	20
29	1	13	11	21
30	1	14	12	22
31	1	15	13	23
32	1	16	14	24
33	1	17	15	25
34	1	18	16	26
35	1	19	17	27
36	1	20	18	28
37	1	21	19	29
38	1	22	20	30
39	1	23	21	31
40	1	24	22	32

41	1	25	23	33
42	1	26	24	34
43	1	27	25	35
44	1	28	26	36
45	1	29	27	37
46	1	30	28	38
47	1	31	29	39
48	1	32	30	40
49	1	33	31	41
50	1	34	32	42
51	1	35	33	43
52	1	36	34	44
53	1	37	35	45
54	2	38	36	46
55	3	39	37	47
56	4	40	38	48
57	5	41	39	49
58	6	41	40	50
59	7	42	41	51
60	8	42	42	52
61	9	43	43	53
62	10	43	44	54
63	11	44	45	55
64	12	44	45	56
65	13	45	45	57
66	14	45	46	58
67	15	46	46	59
68	16	46	46	60
69	17	47	47	61
70	18	47	47	62
71	19	48	47	63
72	20	48	48	64
73	21	49	48	65
74	22	49	48	66
75	23	49	49	67
76	24	49	49	68
77	25	50	49	69
78	25	50	50	70
79	26	50	50	71
80	26	50	50	72
81	27	51	51	73
82	27	51	51	74
83	28	51	51	75
84	28	51	52	76
85	29	52	52	77

86	29	52	52	78
87	30	52	53	79
88	30	52	53	80
89	31	53	53	81
90	31	53	53	82
91	32	53	54	83
92	32	53	54	84
93	33	53	54	85
94	33	54	54	
95	34	54	55	
96	34	54	55	
97	35	54	55	
98	35	54	55	
99	36	55	56	
100	36	55	56	
101	37	55	56	
102	37	55	56	
103	38	55	57	
104	38	56	57	
105	39	56	58	
106	39	56	58	
107	40	56	59	
108	40	56	59	
109	41	57	60	
110	41	57	60	
111	42	57	61	
112	42	57	61	
113	43	58	62	
114		58	62	
115		58	63	
116		58	64	
117		59	65	
118		59	65	
119		59	66	
120		59	67	
121		60	67	
122		60	68	
123		60	69	
124		60	69	
125		61	70	

告 示

那覇市告示第50号
平成19年6月6日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第51号
平成19年6月8日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第52号
平成19年6月8日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第21条第2項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結した後

契約締結日	平成19年6月8日
契約相手方の氏名及び住所	(社)那覇市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝 那覇市首里末吉町4丁目6番地6
契約金額	1,946,000円(消費税込み)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那覇市告示第55号
平成19年6月18日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那霸市公告第38号

平成19年6月8日

掲 示 済

石嶺宅地開発建築協定の縦覧について

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されたので同法第71条の規定により次のとおり公告する。

その関係図書は、那霸市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 建築協定の名称
石嶺宅地開発建築協定
- 2 申請者
有限会社 神山土地建物 代表取締役 神山 峻於
- 3 建築協定区域の地名地番
那霸市石嶺4丁目360-11 他19筆
- 4 縦覧場所
那霸市銘刈2丁目3番1号 新都心銘刈庁舎5F
那霸市役所 都市計画部 建築指導課
TEL 098-951-3244 担当 : 玉寄
- 5 縦覧期間
公告の日から起算して20日間

那覇市公告第 5 6 号

平成 1 9 年 7 月 2 日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法第 2 6 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成 1 8 年度事業経営状況を、下記のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

平成 1 8 年度事業経営状況

1	平成 1 8 年度末現在会員市数	670 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	657 市
	共済責任額	57,790,692,064,000 円
	分担金収入	5,687,566,912 円
	支払共済金	3,462,534,941 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	648 市
	分担金収入	3,068,324,095 円
	支払共済金	1,910,034,719 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	8,785,466,953 円
	受取利息等	480,219,462 円
	会館収益金	1,139,492,302 円
	その他	98,000,000 円
	計	10,503,178,717 円
	減少	
	災害共済金等	5,980,279,714 円
	会館運営費	442,550,913 円
	管理費	1,392,646,054 円
	減価償却費および繰入額等	2,398,390,481 円
	計	10,213,867,162 円
	当期一般正味財産増加額	289,311,555 円
5	平成 1 8 年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	59,975,612,785 円
	平成 1 8 年度積立額	289,311,555 円
	平成 1 8 年度末現在共済基金	60,264,924,340 円
	(一般正味財産)	